

労働安全衛生法にもとづく

## フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育

のご案内

フォークリフト運転技能講習修了者対象

会員特典有

江南労働基準協会  
江南市木賀東町新塚 220-1  
(一社)名北労働基準協会  
名古屋市北区清水 1-13-1

労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく「危険又は有害な業務に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」が公示され、事業者は、この指針によりフォークリフト運転業務従事者に対し当該業務に就くことになった後概ね5年ごとに安全衛生教育を実施する努力義務があります。

当協会では、下記のとおりフォークリフト運転業務者に対し安全衛生教育を実施しますので、是非この機会に受講されますようご案内申し上げます。

### 記

1 日時 令和5年10月17日(火) 9時30分~16時40分

2 会場 小牧勤労センター (小牧市上末2233-2)  
(無料駐車場があります。)

3 研修内容

	研修内容	時間
学科	I 最近のフォークリフトの特徴	2
	II フォークリフトの取扱いと保守	2
	III 災害事例及び関係法令	2

4 定員 50名(定員になり次第締め切り)

5 受講料 **会員8,360円 非会員10,560円**  
※受講料にはテキスト・資料代・昼食代・消費税を含みます。

6 申込方法 所定の申込書に所定事項をご記入の上、FAXまたは持参で江南労働基準協会までお申込み下さい。(申込書はHPからダウンロードしてください。)  
電話:0587-55-2341 FAX:0587-55-6125

7 支払方法 当協会に現金を持参するか銀行振込にてお支払い下さい。  
三菱UFJ銀行 江南支店(普)0541755 江南労働基準協会  
※振込み手数料はご負担下さい。

8 申込み・受講料支払い締切日 講習日の10営業日前

9 その他

- ・申込締切日以降にキャンセルされた場合は、受講料をお返ししません。
- ・受講された方には、修了証を交付します。